



# 6次産業化関連制度の ごあんない

令和4年6月  
秋田県農林水産部農業経済課

# 6次産業化は どんな取り組み?

## Point 1

「6次産業化」には、

- ① 農林漁業者が自ら加工や販売に取り組む「農業経営の多角化」
- ② 農林漁業者と食品メーカー等が互いの経営資源を生かす「異業種連携」という2つの視点があります。

## Point 2

「6次産業化」は、「加工」や「販売」だけでなく、「サービス」の提供など多岐に渡ります。

経営資源や地域資源、アイデア、異業種の強みなどを組み合わせることでビジネスの可能性が広がります。

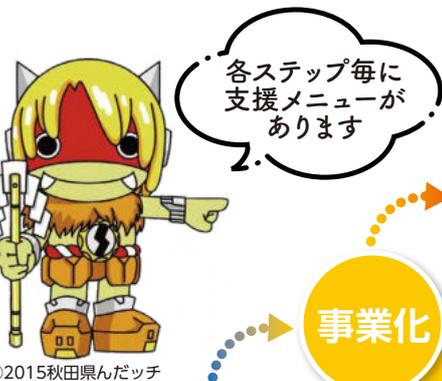
### これまでの6次産業化といえば…

- 自ら生産した農林水産物の加工・販売
- 自ら生産した農林水産物を活用した農家レストラン又は農家民宿の運営

### これからは「連携・共同」の視点も！

- 自ら生産した農林水産物を首都圏外食・カット事業者の規格に合わせ一次加工し安定供給
- 農林水産物の機能性に着目し素材の開発から加工まで健康食品メーカーと共同で事業化
- 出資・体験・交流をパッケージとした乳牛オーナー制度を旅行者と共同で商品化

## ビジネスの発展方向



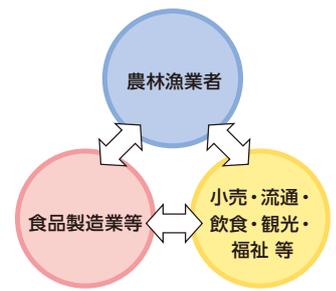
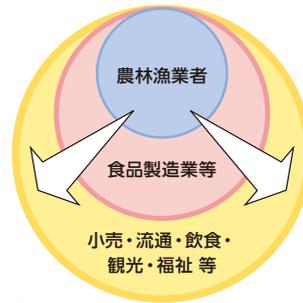
©2015秋田県んだっチ



| ★支援メニュー         |
|-----------------|
| 支援④を参照          |
| 支援①を参照          |
| 支援②、③、④を参照      |
| 支援①、④を参照        |
| 国や県等主催の研修会      |
| 県主催の研修会・会議等     |
| 「地域プランナーの派遣」を参照 |

**【経営の多角化】**  
個別経営の発展・農業者の連携

**【事業の連携・融合】**  
一定の地域の中で連携



↓ 地域資源の付加価値向上 ↓

**経営体質の強化・農村活性化**



# 国、県の支援策

## 支援① 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組といったソフト事業を支援します。

■事業内容 次の(1)～(5)のいずれかに該当する取組について支援します。

- (1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
  - ・調査・検討費、新商品開発費、実需者評価会実施費 等
- (2) 新商品開発・販路開拓の実施
  - ・試作費、成分分析費、消費者評価会実施費、商談会出展費 等
- (3) 直売所の売上向上に向けた多様な取組
  - ・検討会開催費、新商品開発費、ツアー企画費、実証実施費 等
- (4) 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組
  - ・経営戦略策定費、実施体制構築費、新事業・サービス展開費 等
- (5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組
  - ・新技術等導入実証費、試作品製造・評価費、試験販売費 等

■事業実施主体 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体  
※(5)の取組を行う場合のみ、コンソーシアムによる実施も可

■補助率 ○(1)～(4)の場合 1/2以内  
○(5)の場合 定額  
※いずれも補助金上限 500 万円/事業期間

■事業期間 1年間又は2年間

## 支援② 農山漁村発イノベーション等整備事業(産業支援型)

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設等の整備を支援します。

■事業内容 《農林漁業者の組織する団体への支援》

- (1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設
  - ・集出荷施設、処理加工施設、総合的な販売施設 等
- (2) 6次産業化等の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等
  - ・簡易土地基盤整備、農林水産物生産に必要な施設、育苗施設 等

《農林漁業者団体等と連携する中小企業者への支援》

- (3) 食品等の加工・販売のために必要な施設

■事業実施主体 (1)～(2)は、農林漁業者の組織する団体  
(3)は、農林漁業者団体等と連携する中小企業者  
※六次産業化法又は農工商等連携促進法に基づく認定を受けた者  
※JAや銀行等の資金の貸付を受けて実施する事業に限る

■補助率 3/10以内 補助金上限額 1 億円  
ただし、市町村戦略に基づく場合や秋田県が策定する「中山間地域に関する地域別振興計画」に基づく場合は 1/2 以内

■事業期間 1年間

## 農山漁村発イノベーションとは？

活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組など、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や雇用を創出する取組です。

## 支援③ 6次産業化施設整備支援事業

地域資源を活用した6次産業化ビジネスを推進するため、農業経営体等が取り組む機械の導入や施設の整備を支援します。

### 【経営多角化支援】

■事業内容 6次産業化事業の新規取組や規模拡大などに必要な次の機械・施設の導入に要する経費に助成します。

- (1) 農林畜産物の加工のために必要な機械・施設  
処理・加工・冷蔵・冷凍・貯蔵・包装等の機械、建物
- (2) 農林畜産物の直売や農家レストランの営業に必要な機械・施設  
ただし、通年営業が確実なものに限る

■事業実施主体 認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織する団体

■補助率 1/3以内 補助金上限額 1,000万円



©2015秋田県んだっちゃん

### 【農商工連携支援】

■事業内容 農業者が食品製造事業者など地域の事業者と連携して行う、地域資源を活用した取組に必要な機械・施設の導入に要する経費に助成します。

※助成対象は、上記「経営多角化支援」と同様

■事業実施主体 農商工等連携事業計画認定事業者(見込みを含む)

■補助率 1/3以内 補助金上限額 1,000万円

### 【漬物製造支援】

■事業内容 令和3年6月に施行された食品衛生法の改正に対応した、漬物製造に必要な機械・施設の導入に要する経費に助成します。

■事業実施主体 農業者、農業者が組織する団体、市町村、JA

■補助率 1/3以内 補助金上限額 1,000万円

## 支援④ 各種制度資金(融資)

| 項目       | 資金名                     | 貸付対象者                              | 貸付利率  | 償還期限                | 貸付限度額   |
|----------|-------------------------|------------------------------------|-------|---------------------|---|
| 日本政策金融公庫 | 農業経営基盤強化資金<br>(スーパーL資金) | 認定農業者                              | 0.50% | 25年以内<br>(据置10年以内)  | 個人 3億円<br>(複数部門経営等は6億円)<br>法人10億円<br>(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円) |
|          | 経営体育成強化資金               | 主業農業者等                             | 0.50% | 25年以内<br>(据置3年以内)   | 個人 1.5億円<br>法人 5億円  |
|          | 農業改良資金                  | 六次産業化法等に基づく農業改良資金融通法の特例適用者         | 無利子   | 12年以内<br>(据置最大5年以内) | 個人 5,000万円<br>法人 1.5億円  |
|          | 農林漁業施設資金<br>(6次産業化)     | 六次産業化法の総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者団体       | 0.50% | 20年以内<br>(据置3年以内)   | 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額                                       |
|          | 農林漁業施設資金<br>(農商工等連携)    | 農商工等連携促進法の農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者団体 | 0.50% | 20年以内<br>(据置3年以内)   | 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額                                       |
| 農協銀行等    | 農業近代化資金                 | 認定農業者                              | 0.50% | 15年以内<br>(据置7年以内)   | 個人 1,800万円<br>法人 2億円  |
|          |                         | 主業農業者等                             | 0.50% | 15年以内<br>(据置3年以内)   |   |

※貸付利率は令和4年4月18日現在の利率

※詳細な要件は融資機関にお問い合わせください

# 六次産業化・地産地消法に基づく国の支援制度

## ■総合化事業計画の認定要件(次の要件を全て満たすことが必要です)

### 【事業主体】農林漁業者等が行うものであること

- ①農林漁業者(個人・法人)
- ②農林漁業者の組織する団体(農協、集落営農組織等)※任意組織も可

### 【事業内容】次のいずれかを行うこと

- ①自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓  
※認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産
- ②自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善  
※認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入
- ③①又は②に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

### 【経営の改善】次の2つの指標の全てが満たされること

- ①対象商品の指標  
農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
- ②事業主体の指標  
農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること

### 【計画期間】5年以内(3~5年が望ましい)

## ■認定時期

申請月の翌月に認定(申請は農林水産省東北農政局秋田県拠点へ)  
電話番号:018-862-5639



©2015秋田県んだっチ

## ■認定のメリット

1

構想段階から認定までの支援に加え、認定を受けた農林漁業者に対しては、計画に基づく事業の実施期間にわたり、地域プランナーがフォローアップ。

2

無利子融資資金(改良資金)の償還期限・据置期間の延長(償還10年→12年、据置3年→5年 上限額個人5千万円、法人・団体1億5千万円)。

3

促進事業者(中小企業者に限る。)に対する無利子融資資金(改良資金)の貸付。

4

食品の加工・販売に関する資金についての債務保証。

5

農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する補助(補助率:3/10、1/2)。

6

直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きを簡素化。

7

市街化調整区域内で施設整備(開発行為)を行う場合の審査手続きを簡素化。

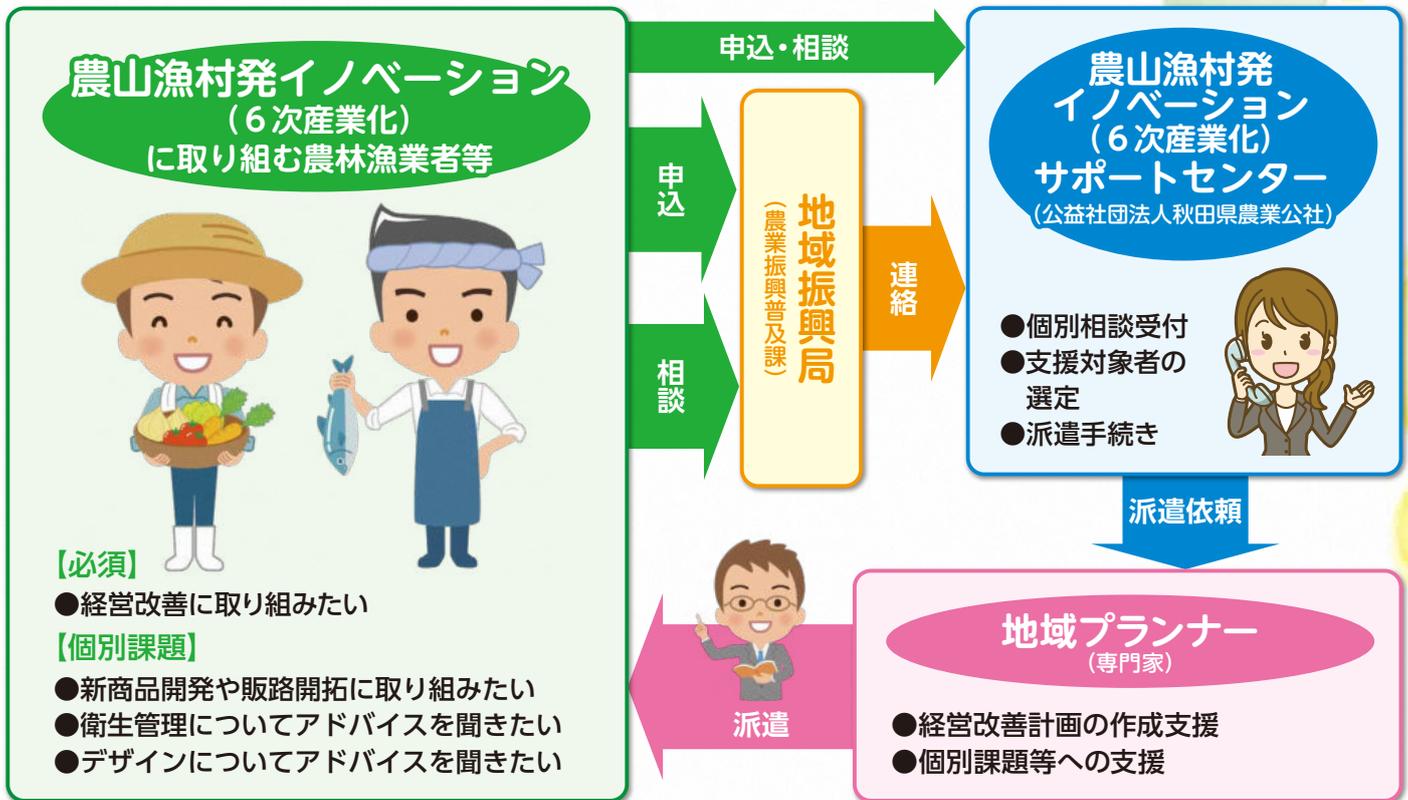


## ■地域プランナーの派遣

6次産業化など農山漁村発イノベーションに取り組む農林漁業者等の経営改善に係るニーズに応じて、民間の専門家である地域プランナーを派遣します。

まずは、お近くの地域振興局農林部やサポートセンターへお問い合わせください。

支援対象者に選定された場合、経営改善のための個別課題(新商品開発や販路拡大等)解決に向けたアドバイスなどを無料で行います。



## ■6次産業化についてのお問い合わせ先

6次産業化に関する詳細については、最寄りの各地域振興局、サポートセンターまでお問い合わせください。

| 機関名                                 | 郵便番号     | 住所             | 電話番号         | ファクシミリ番号     | メールアドレス                          |
|-------------------------------------|----------|----------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 鹿角地域振興局<br>農業振興普及課                  | 018-5201 | 鹿角市花輪字六月田1     | 0186-23-2123 | 0186-23-7069 | Kazunonourinbu@pref.akita.lg.jp  |
| 北秋田地域振興局<br>農業振興普及課                 | 018-3393 | 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 | 0186-62-3950 | 0186-63-0705 | Kitanou@pref.akita.lg.jp         |
| 山本地域振興局<br>農業振興普及課                  | 016-0815 | 能代市御指南町1-10    | 0185-52-2161 | 0185-54-8001 | Yamanou@pref.akita.lg.jp         |
| 秋田地域振興局<br>農業振興普及課                  | 010-0951 | 秋田市山王4-1-2     | 018-860-3371 | 018-860-3363 | Akitanourinbu@pref.akita.lg.jp   |
| 由利地域振興局<br>農業振興普及課                  | 015-8515 | 由利本荘市水林366     | 0184-22-7551 | 0184-22-6974 | Yurinourinbu@pref.akita.lg.jp    |
| 仙北地域振興局<br>農業振興普及課                  | 014-0062 | 大仙市大曲上栄町13-62  | 0187-63-6111 | 0187-63-6104 | Senbokunourinbu@pref.akita.lg.jp |
| 平鹿地域振興局<br>農業振興普及課                  | 013-8502 | 横手市旭川1-3-41    | 0182-32-9501 | 0182-33-2352 | Hirakanourinbu@pref.akita.lg.jp  |
| 雄勝地域振興局<br>農業振興普及課                  | 012-0857 | 湯沢市千石町2-1-10   | 0183-73-5180 | 0183-72-6897 | Ogachinourinbu@pref.akita.lg.jp  |
| 秋田県農山漁村発イノベーション<br>(6次産業化) サポートセンター | 010-0951 | 秋田市山王4-1-2     | 018-893-6212 | 018-893-7210 | industry6@ak-agri.or.jp          |
| 秋田県農業経済課                            | 010-8570 | 秋田市山王4-1-1     | 018-860-1763 | 018-860-3806 | noukei@pref.akita.lg.jp          |